

■保険責任の開始時期

全国中小企業団体中央会所得補償制度『中央会の所得補償プラン』は、全国中小企業団体中央会を保険契約者とし、10月1日から1年間を保険期間とする所得補償保険の団体契約により運営します。したがって、8月末日までにお申し込みいただいた場合は新規加入となり、保険責任開始日時は10月1日午前0時となります。

9月1日以降お申し込みの場合は中途加入となり、お申し込みの月の翌々月1日午前0時が保険責任開始日時となります。継続の場合の保険責任開始日時は、10月1日午後4時となります。

■保険料相当額の集金方法・時期

10月1日に保険責任を開始した加入者分の第1回保険料相当額は11月1日に、11月1日以降に保険責任を開始する中途加入者分の第1回保険料相当額は保険責任開始月の翌月1日（金融機関休業日の場合、翌営業日）に自動引落しとなります。また、それぞれ第2回以降の保険料相当額は第1回引落月の翌月から毎月1日に自動引落しとなります。なお、全国中小企業団体中央会は当プランの保険料相当額の集金をみずほファクター（株）に委託していますので、通帳に記入される請求者は「MHFホケンリョウ」「MHF」等となります。

The diagram illustrates the timeline for insurance responsibility and premium collection. It features two horizontal timelines. The top timeline represents the period from August 2020 to October 2021. It shows that applications submitted by the end of August 2020 lead to a new membership starting on October 1, 2020. Premiums are collected on November 1, 2020 (first payment) and December 1, 2020 (second payment). The bottom timeline represents applications submitted from September 1, 2020, onwards. These lead to a mid-join membership starting on the 1st of the month following the application. Premiums are collected on the 1st of the following month (first payment) and the 1st of the next month (second payment). A blue box on the right indicates that the insurance period ends on October 1, 2021.

時期	加入時期	保険責任開始日	初回保険料相当額引落日	第2回以降保険料相当額引落日
8月末日までにお申し込みの場合	2020年8月	2020年10月1日	2020年11月1日	2020年12月1日
9月1日以降にお申し込みの場合	2020年9月以降	2020年10月1日	2020年11月1日	2020年12月1日



全国中小企業団体中央会所得補償制度

所得補償プランのご案内

本プランの特長は下記のとおり幅広い補償です。

■最長1年間の補償

ケガや病気で働けなくなった場合、喪失する所得を保険金として受け取れる保険です。補償期間は最長1年間と長期ですので、安心して十分な治療が受けられます。

※医師の診断書等の提出が必要です。



※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

■24時間・365日補償

お仕事中はもちろん、日常生活中や旅行中のケガ・病気にいたるまで国内・海外を問わず24時間・365日補償されます。



■天災によるケガも補償

国内・海外を問わず、地震・噴火・津波など天災によるケガで働けなくなった場合にも保険金をお支払いします。



本プランのメリット

■月々の保険料が一般加入に比べ割安。

団体割引等で
約60%割引

本プランは団体割引が20%適用されます。さらに、昨年の損害率を反映させ、基本保険料部分に50%の割引を適用いたします。よって個人で契約する場合に比べ約60%の割引となります。

■医師の診査が不要なので、加入手続きが簡単です。

加入手続き時の医師の診査は不要、職種・健康状態等の告知のみでご加入いただけます。

※加入申込票記載事項(職種・年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

さらに保険料相当額のお支払いは毎月ご指定の口座から自動引落しとなるので便利です。

■役員・従業員の福利厚生として。

●従業員全員加入の場合の保険料相当額は、全額損金必要経費処理(福利厚生費)が可能です。

※役員または特定の使用人のみを被保険者としている契約や、個人事業主本人の契約の保険料相当額につきましては取扱いが異なります。

加入資格

都道府県中央会および組合・団体組織等に属する会員事業所の事業主(法人の場合は役員)、従業員で、新規での加入時年令が64才までの方。
上記事業主、従業員の配偶者である専業主婦(家事従事者)で、新規での加入時年令が64才までの方。(家事従事者特約セット)

保険金額(月額)について

〈事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合〉

- 保険金額(月額)は10万円(10口)以上1万円(1口)単位でお申し込みください。
- 所得補償保険金額は、被保険者の方の加入する公的医療保険制度(健康保険法等の法律に基づく医療保険制度をいいます。)*による給付内容や他の保険契約等の加入状況を勘案し、平均所得額の範囲内で、適切な額をご設定ください。なお、所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

〈専業主婦(家事従事者)の場合〉

- 保険金額は10万円(10口)以上17万円(17口)以内で、1万円(1口)単位でお申し込みください。

*平均所得額および平均月間所得額

- ・「平均所得額」とは、お申し込み直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。
- ・「平均月間所得額」とは、被保険者が就業不能となる直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます(※1)。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 = $\frac{\text{年間収入額(※2)} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額(※3)}}{12(\text{か月})}$

※1 被保険者が事業所得者の場合は、被保険者ご本人が働けなくなったことにより減少する売上高・経費等に依りて決定します。

※2 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入額で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含まれません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれらも含まれます。

※3 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

(注) 100万円(100口)を超える場合は、別途ご提出していただく資料がありますのでお問合わせください。

お支払いする保険金

保険期間中にケガ・病気で就業不能となった場合、就業不能期間1か月につき、ご加入の保険金額(月額)が最長1年間にわたり支払われます。ただし、最初の7日間(免責期間)はお支払いの対象となりません。

保険金は加入者(被保険者)ご本人からのご請求によりお支払いします。

*被保険者が身体障害を被り、次のいずれかの事由により、保険証券記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害に起因して死亡した後は身体障害が治癒した後は、就業不能とはいいません。

(1) その身体障害の治療(※)のため、入院していること。

(2) 上記(1)以外で、その身体障害につき、治療(※)を受けていること。

※「家事従事者特約」がセットされた場合、身体障害を被り、その身体障害の治療(※)のため入院していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児などの家事に全く従事できない状態をいいます。

(注) 治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

*保険期間の開始時(※)より前に就業不能の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。

・上記の取扱い、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(※)より前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間開始時(※)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能の原因となった身体障害を被った場合には、保険金をお支払いできることがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時となります。

*補償内容が同様の保険契約(所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ご加入例

《タイプ1(級別1級)・50才・男性・年収600万円(平均月間所得額50万円) 健康保険加入》の場合

●保険金額(月額) → **20万円** ●月々の保険料 <103円/1万円×20万円(20口)> → **2,060円***

*この他に制度維持費70円が加算されます。

保険金のお支払い例

病気



胃かいようで手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を2か月と22日間休んだ。

《タイプ1(級別1級)・40才・男性・保険金額(月額)20万円(20口)ご加入の場合》

●保険金お支払いの対象期間

2か月22日 - 免責期間7日間
→ **2か月15日**

●お支払いする保険金(保険金額(月額)20万円)
20万円×(2か月 + $\frac{15}{30}$ 日)

500,000円

ケガ



スポーツ中アキレス腱を切断し、手術を受け、入院と自宅療養の期間、会社を6か月と7日間休んだ。

《タイプ1(級別1級)・30才・男性・保険金額(月額)18万円(18口)ご加入の場合》

●保険金お支払いの対象期間

6か月7日 - 免責期間7日間
→ **6か月**

●お支払いする保険金(保険金額(月額)18万円)
18万円×6か月

1,080,000円

※事業主(法人の場合は役員)、従業員の場合は入院中のみならず就業不能状態であれば通院・自宅療養(医師の診断書が必要)の期間も補償されます(家事従事者の場合は入院中のみ対象)ので安心して療養に専念することができます。